

宮崎県北部広域行政事務組合理事会規程

(平成7年2月10日訓令第1号)

(趣 旨)

第1条 この規程は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第211条第4項の規定に基づき、宮崎県北部広域行政事務組合理事会規約（平成7年2月3日宮崎県知事許可）第9条に規定する理事会（以下「理事会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(招 集)

第2条 理事会は、代表理事が招集する。

2 2人以上の理事から、会議に付すべき事件を示して理事会の招集の請求があるときは、代表理事は、これを招集しなければならない。

3 前2項の場合においては、代表理事は、あらかじめ招集の日時、場所及び会議に付すべき事件を理事に通知しなければならない。

(出欠の届け出)

第3条 理事は、会議の出欠について、招集の日の前日までに、代表理事に届け出なければならない。

(議 事)

第4条 理事会の会議の議長は、代表理事をもって充てる。

2 理事会は、過半数の理事が出席しなければ、会議を開くことができない。

(表 決)

第5条 理事会の議事は、出席理事の過半数でこれを決し、可否同数のときは、代表理事の決するところによる。

(代理表決等)

第6条 やむを得ず会議に出席できない理事は、通知された付議事件について、理事の属する市町村の職員を代理人として表決を委任し、又は書面により表決することができる。この場合において、第4条第2項の規定については、当該理事は出席したものとみなす。

(理事会の議決事項)

第7条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 重要な事業計画並びに実施方針の決定に関すること。
- (2) 毎年度の予算案を決定すること。
- (3) 組合理事会規約の変更に関すること。
- (4) 条例、規則及び訓令の制定及び改廃に関すること（条例の改廃に伴う規則の改正及び軽易な訓令の制定及び改廃を除く）。

- (5) 重要な許可、認可等の行政処分に関すること。
- (6) 重要な公有財産の取得、管理若しくは処分又は不動産の信託の受益権の買い入れ若しくは売り払いに関すること。
- (7) 重要な契約及びこれらの変更又は解除に関すること。
- (8) 特別職の職員の任免に関すること。
- (9) 職員（臨時職員を除く。）の任免、分限及び懲戒処分を行うこと。
- (10) 議会に提出する議案等の決定に関すること。
- (11) その他重要な事項に関すること。

（代表理事への委任事項）

第8条 理事会はその権限に属する事項について、前条各号に定めるものを除き代表理事に決定権を委任する。

（会議録の作成）

第9条 代表理事は、事務局長をして理事会の会議録を作成しなければならない。

2 会議録には、代表理事が会議において指名する理事2人が署名しなければならない。

（雑 則）

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。